

委員会提出議案第 1 号

インフルエンザワクチン予防接種に係る接種環境の改善及び補助事業対象期間
の見直しを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条及び狭山市議会会議規則（昭和
4 2 年規則第 4 号）第 1 4 条第 2 項の規定により、標記のことについて別紙のとおり
意見書を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

狭山市議会議長 加賀谷 勉 様
提出者 狭山市議会文教厚生委員会
委員長 笹 本 英 輔

別紙

インフルエンザワクチン予防接種に係る接種環境の改善及び補助事業対象期間の見直しを求める意見書

インフルエンザは発症すると新型コロナウイルス感染症と症状が酷似しているため鑑別することは困難であることから、県民の疾病予防と医療機関の負担軽減のため、埼玉県は令和2年10月に65歳以上の高齢者などに対し、市町村の実施するインフルエンザワクチン予防接種の自己負担額を補助する事業を開始した。

その結果、本市の補助事業対象者の接種率は、早いペースで例年並みに達しているものの、補助事業対象者に加え多くの接種希望者が医療機関に集中したことで、11月に入るとワクチン不足に陥り、その状況は未だ改善されておらず、貴県の見込みどおりの接種が進んでいない。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が予断を許さない状況にあることを鑑みると、補助事業の対象となる接種希望者のみならず、医療従事者等を含め多くの市民が予防接種を希望している現状を認識し、早急なワクチンの確保及び接種の勧奨を行うことが必要であると考えます。

また、ワクチン不足により、補助対象者への事業の平等性が担保できないことが想定されることから、補助事業対象期間の延長等の措置を講ずる必要があると考えます。

よって、埼玉県においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 貴県の当初の想定である補助対象者の接種率80%の到達及び無償対象となっていない市民等にも接種可能な環境を整えるため、インフルエンザワクチンを早急に確保し、医療機関に供給すること。
- 2 接種希望者の平等性を担保するため、補助事業の期間を延長し、補助対象となる接種希望者が無償で確実に予防接種を行える体制を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

埼玉県狭山市議会

提出先

埼玉県知事